

社会福祉法人 白寿会 事業概略

2018年07月01日

サービスの種類	○目的および□対象者	サービスの内容	費用	連絡先及び担当者名
特別養護老人ホーム白寿苑	<p>指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム白寿苑 104名 (開設 1995. 2. 22)</p> <p>□要介護3以上で居宅において日常生活を営むことが困難な方。 ※但し、要介護1又は2の方のうち、特例要件に該当する方は、市町村の関与のもと、当会の入所判定委員会で決定します。</p>	<p>○施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。</p> <p>①施設サービス計画の立案 ②居室 ③食事 ④入浴 ⑤介護 ⑥機能訓練 ⑦生活相談 ⑧レクリエーションの生活全般援助</p>	<p>①介護保険対象の1割(または2割) ②食費 ③居住費 ④その他の特別サービスに関わる費用</p> <p>なお、当施設は日常生活継続支援、看護体制、夜勤職員配置、個別機能訓練体制、常勤専従医師配置、精神科医師定期的療養指導、栄養マネジメント体制、療養食、看取り介護体制、口腔機能改善、経口維持等の加算届出を行っています</p>	<p>大阪市西成区南津守7-12-32 TEL 06-6651-2210 FAX 06-6651-6060</p> <p>特別養護老人ホーム：瀬田</p> <p>短期入所：新田・金澤</p>
	<p>ユニット型指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム白寿苑 40名</p> <p>ユニット数 4ユニット ユニットごとの入居定員数10名 (開設 2014. 4. 1)</p> <p>□要介護3以上で居宅において日常生活を営むことが困難な方。 ※但し、要介護1又は2の方のうち、特例要件に該当する方は、市町村の関与のもと、当会の入所判定委員会で決定します。</p>	<p>○施設サービス計画に基づき、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。また入所前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援します。</p> <p>①施設サービス計画の立案 ②居室 ③食事 ④入浴 ⑤介護 ⑥機能訓練 ⑦生活相談 ⑧レクリエーションの生活全般援助</p>	<p>①介護保険対象の1割(または2割) ②食費 ③居住費 ④その他の特別サービスに関わる費用</p> <p>なお、当施設は日常生活継続支援、看護体制、夜勤職員配置、個別機能訓練体制、精神科医師定期的療養指導、栄養マネジメント体制、療養食、看取り介護体制、口腔機能改善、経口維持等の加算届出を行っています ※ユニットケア体制を行っています。また全個室となり居住費用が従来型部分と異なります</p>	
短期入所生活介護	<p>短期入所生活介護 特別養護老人ホーム白寿苑 16名 (開設 1995. 5. 1)</p> <p>□要介護認定の利用者を対象とします。</p>	<p>○介護者の休養又は一時的に在宅生活に支障が出た方に短期間、施設でのサービスを提供することを目的としています。</p> <p>特別養護老人ホーム 白寿苑に準じています。</p>	<p>特別養護老人ホーム 白寿苑に準じています</p> <p>なお、当施設は看護体制、夜勤職員配置、送迎体制、療養食、機能訓練指導体制、サービス提供体制強化等の加算届出を行っています ※本館のみでの利用となりユニット型はありません</p>	
	<p>介護予防短期入所生活介護 特別養護老人ホーム白寿苑 16名 (開設 2006. 4. 1)</p> <p>□要支援認定を受けた利用者を対象とします。</p>	<p>○介護者の休養又は一時的に在宅生活に支障が出た方に短期間、施設でのサービスを提供することを目的としています。</p> <p>特別養護老人ホーム 白寿苑に準じています。</p>	<p>特別養護老人ホーム 白寿苑に準じています</p> <p>なお、当施設は送迎体制、療養食、機能訓練指導体制、サービス提供体制強化等の加算届出を行っています ※本館のみでの利用となりユニット型はありません</p>	
<p>軽費老人ホーム ケアハウス白寿苑 40名 (開設 1995. 2. 22)</p> <p>□60歳以上で心身機能低下等によって独立生活に不安がある方を対象とします。</p>	<p>○各種サービスを提供することで利用者の自立の支援を目的としています。</p> <p>利用者の主体性を尊重し、その他住居の提供、食事、入浴の準備等の生活全般の援助。</p>	<p>①居住費 ②生活費 ③サービス提供費 ④特別サービスにかかる費用</p>	<p>大阪市西成区南津守7-12-32 TEL 06-6651-3277 FAX 06-6651-6060 担当者：後藤</p>	
有料老人ホームつむぎ苑	<p>有料老人ホームつむぎ苑 特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 30名 (開設 2010. 1. 1)</p> <p>□60歳以上の方で、要介護認定がない方や要支援・要介護認定を受けている方すべてが対象となります。(但し、特定施設入居者生活介護(介護予防含む)の場合は、要支援・要介護認定が必要になります。)</p>	<p>以下のⅠとⅡの組合せになります。 Ⅰ 有料老人ホームつむぎ苑の基本サービス ①介護(介護保険給付対象サービスは除く) ②健康管理 ③食事の提供 ④生活相談、助言 ⑤生活サービス ⑥レクリエーション ⑦その他の支援サービス Ⅱ 特定施設入居者生活介護(介護予防含む) 介護保険対象サービス(入浴・排泄・食事などの支援・介助を中心とした介護)</p>	<p>①家賃：85,000円/月 ②管理費：30,240円/月 (税込・水道代込) ③食費：56,160円/月 (30日計算の場合、税込) ④介護費：特定施設入居者生活介護(介護予防含む)費の1割(または2割)負担</p>	<p>大阪市西成区南津守7-14-33 TEL 06-6651-2690 FAX 06-6651-1182 担当者：金子</p>
	<p>有料老人ホームつむぎ苑 短期利用特定施設入居者生活介護 <空床型> (開設 2014. 4. 1)</p> <p>□要介護認定の利用者を対象とします。</p>	<p>短期利用特定施設入居者生活介護(要介護1以上) 有料老人ホームつむぎ苑に準じています。</p>	<p>①家賃：3,036円/日 ②管理費：1,080円/日 ③食費：1,872円/日 ④光熱費：231円/日 ④介護費：短期利用特定施設入居者生活介護費の1割(または2割)負担</p>	
デイサービスセンター 白寿苑	<p>通所介護 デイサービスセンター白寿苑 30名 (開設 1995. 6. 1)</p> <p>□要介護認定の利用者を対象とします。</p>	<p>○心身機能の向上や孤独感の解消、介護者の方の負担軽減を目的としています。</p> <p>①送迎 ②入浴 ③機能訓練 ④食事介助 ⑤生活相談 ⑥レクリエーション等生活意欲の向上の援助。 ⑦栄養ケア・マネジメント</p>	<p>介護保険の1割(または2割)+食費(620円)+タオル代(50円/日)+その他の特別サービスに関わる費用</p> <p>なお、当施設は個別機能訓練加算等の届出を行っています。</p>	<p>大阪市西成区南津守7-12-32 TEL 06-6651-1125 FAX 06-6651-6060 担当者：横山</p>
	<p>介護予防型通所サービス デイサービスセンター白寿苑 30名 (開設 2006. 4. 1)</p> <p>□居宅要支援被保険者または事業対象者であって、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要であると認められた方(短時間型通所サービスおよび選択型通所サービスの対象者は除きます)</p>	<p>入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援及び身体機能の向上のための機能訓練等のサービスで、3時間以上実施するサービス</p>	<p>介護保険の1割(または2割)+食費(620円)+タオル代(50円/日)+その他の特別サービスに関わる費用</p> <p>なお、当施設は個別機能訓練加算等の届出を行っています。</p>	
	<p>短時間型通所サービス デイサービスセンター白寿苑 (開設 2017. 4. 1)</p> <p>□居宅要支援被保険者または事業対象者であって、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要であると認められた方(介護予防型通所サービスおよび選択型通所サービスの対象者は除きます)</p>	<p>入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援及び身体機能の向上のための機能訓練等のサービスで、3時間未満の短時間で実施するサービス</p>	<p>介護保険の1割(または2割)+食費(620円)+タオル代(50円/日)+その他の特別サービスに関わる費用</p> <p>なお、当施設は個別機能訓練加算等の届出を行っています。</p>	
デイサービス ぽかぽか	<p>地域密着サービス 認知症対応型通所介護 デイサービスぽかぽか 10名 (開設 2006. 10. 1.)</p> <p>□認知機能低下の診断を受けた要介護認定の利用者を対象とします。</p>	<p>①送迎 ②入浴 ③機能訓練 ④食事介助 ⑤生活相談 ⑥レクリエーション等生活意欲の向上の援助。 ⑦栄養ケア・マネジメント ⑧認知症ケア</p>	<p>介護保険の1割(または2割)+食費(620円/回)+タオル代(50円/日)+その他の特別サービスに関わる費用</p> <p>なお、当施設は個別機能訓練加算等の届出を行っています。</p>	
	<p>地域密着サービス 介護予防認知症対応型通所介護 デイサービスぽかぽか 10名 (開設 2006. 10. 1.)</p> <p>□認知機能低下の診断を受けた要支援認定を受けた利用者を対象とします。</p>	<p>①送迎 ②入浴 ③機能訓練 ④食事介助 ⑤生活相談 ⑥レクリエーション等生活意欲の向上の援助。 ⑦認知症ケア</p>	<p>介護保険の1割(または2割)+食費(620円/回)+タオル代(50円/日)+その他の特別サービスに関わる費用</p> <p>なお、当施設は個別機能訓練加算等の届出を行っています。</p>	
ヘルパー ステーション 白寿苑	<p>高齢者訪問介護事業 (開設 1999. 3. 1)</p> <p>□要介護認定を受けた利用者を対象とします。</p>	<p>有資格の訪問介護員による、身体に関する介護、家事に関する援助、相談援助等。</p>	<p>介護保険の1割(または2割)</p>	<p>大阪市西成区南津守7-14-33</p> <p>高齢者訪問介護：有田 TEL 06-6651-1132 FAX 06-6651-1182</p> <p>障害者総合支援法関係：宮内 TEL 06-6651-0132 FAX 06-6651-1182</p>
	<p>介護予防型 訪問サービス (開設 2006. 4. 1)</p> <p>□居宅要支援被保険者または事業対象者であって、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要であると認められた方(介護予防型訪問サービスの対象者は除きます)</p>	<p>介護予防支援に基づく、有資格の訪問介護員による身体に関する介護、家事に関する援助、相談援助等。</p>	<p>介護保険の1割(または2割)</p>	
	<p>生活援助型 訪問サービス (2017. 4. 1)</p> <p>□居宅要支援被保険者または事業対象者であって、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要であると認められた方(生活援助型訪問サービスの対象者は除きます)</p>	<p>大阪市における該当研修を受講した職員による生活援助サービス</p>	<p>介護保険の1割(または2割)</p>	
	<p>障害者総合支援法 ・居宅介護事業 ・重度訪問介護事業 ・同行援護事業 ・移動支援事業(地域生活支援推進事業) (開設 2003. 6. 16)</p> <p>□障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方を対象とします。</p>	<p>・居宅介護(身体介護、家事援助、通院介助等) ・重度訪問介護 ・同行援護 ・移動支援</p>	<p>所得により、本人または扶養義務者の負担額が決定します。</p>	

サービスの種類		○目的および□対象者	サービスの内容	費用	連絡先及び担当者名
自費介護サービス事業 (開設 2015. 4. 1)		○介護保険・障害者総合支援法だけでは日常生活のニーズを満たすことができない方に、保険外サービスを提供することで、自立した生活を送れるようにすることを目的としています。 □地域の方	①自費ヘルパー ②自費デイサービス	①自費ヘルパー ・2,000円/時(税別) (15分500円(税別)) ②自費デイサービス ・1回3,500円(税別)	自費ヘルパー：有田 大阪市西成区南津守7-14-33 TEL 06-6651-1132 FAX 06-6651-1182 自費デイサービス：横山 大阪市西成区南津守7-12-32 TEL 06-6651-1125 FAX 06-6651-6060
セ ラ イ フ サ ポ ー ト セ ン タ ー 白 寿 苑	指定居宅介護支援事業 ライフサポートセンター白寿苑 (開設 1999. 7. 30)	○利用者の自立生活支援を目的としています。 □要介護認定の利用者を対象とします。	介護保険制度全般にかかわり、代理申請、ケアプラン作成、情報提供、サービス事業者との連絡調整等。	介護保険対象者は無料	大阪市西成区南津守7-12-32 TEL 06-6651-3177 FAX 06-6651-6060 担当者：黒田
	介護予防支援事業(一部委託) ライフサポートセンター白寿苑 (開設 2006. 4. 1)	○利用者の介護予防支援を目的としています。 □要支援認定を受けた利用者を対象とします。	介護予防制度全般にかかわり、介護予防プラン作成、情報提供、サービス事業者との連絡調整等。	介護保険対象者は無料	
玉 出 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	認知症強化型 地域包括支援センター (委託) (開設 2009. 4. 1)	○地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。 □おおむね65歳以上の高齢者並びにその家族の方を対象とします。	包括的支援事業 ①介護予防ケアマネジメント ②総合相談・支援 ③権利擁護 ④包括的・継続的ケアマネジメント支援	無料	大阪市西成区南津守7-12-32 TEL 06-6651- 6888 FAX 06-6651-6060 担当者：種継
	介護予防ケアマネジメント (開設 2017. 4. 1)	○介護予防を目的とする □居宅要支援被保険者または事業対象者の方(初回のみケアマネジメントの対象者は除きます)	心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、ご本人の選択に基づき適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、サービス事業の利用にかかるケアマネジメントを行う	介護保険対象者は無料	
	初回のみケアマネジメント (開設 2017. 4. 1)	○介護予防を目的とする □居宅要支援被保険者または事業対象者の方(介護予防ケアマネジメントの対象者は除きます)		介護保険対象者は無料	
に し な り オ レ ン ジ チ ー ム	認知症初期集中支援推進事業 (委託) (開設 2016. 12. 1)	○支援につながっていない認知症の方を早期発見・早期診断・早期支援に結び付ける □40歳以上の西成区民の方で、在宅で生活されている以下のような方 ・認知症疾患の臨床診断を受けていない方 ・継続的な医療サービスを受けていない方 ・適切な介護サービスに結びついていない方 ・診断されたが介護サービスが中断している方 ・認知症の症状で対応に困っている方 ・若年性認知症でお困りの方 など	看護師・社会福祉士等のチーム員が、認知症やその疑いのある方、ご家族のところへ訪問、病院受診や介護保険サービスの利用など、主治医や認知症サポート医と連携を図りながら、ご本人やご家族に合わせてサポートする	無料	大阪市西成区南津守7-12-32 TEL 06-6651- 6000 FAX 06-6651-6060 担当者：金澤
相 談 は 支 援 め 事 業 所	指定特定相談支援事業 相談支援事業所はなめ (開設 2014. 4. 1)	○障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することを目的としています。 □障がい福祉サービスを申請した障がい者の方で、大阪市がサービス等利用計画案の提出を求めた方、または地域相談支援を申請した障がい者の方で、大阪市がサービス等利用計画案の提出を求めた方。	計画相談支援 ①サービス利用支援 ②継続サービス利用支援 基本相談支援	計画相談対象者は無料	大阪市西成区南津守7-14-33 TEL 06-6651-3344 FAX 06-6651-6060 担当者：長藤
白 寿 会 研 修 セ ン タ ー	介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修 24名 (開設 2013. 3. 26)	○平成24年度から施行された介護職員などによるたんの吸引等実施の制度化に伴い、介護事業所等において必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成します。そのため、受講者が適切な知識及び技術を習得するために必要な研修を行います。 □下記①及び②とも満たされる方 ①老人福祉法・介護保険法に定める介護サービス事業(予防を含む)、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業において介護職員として従事している者及び従事予定者 ②実地研修を受講者が勤務する施設もしくは勤務を予定する施設で実施できる方	・省令別表第1号、第2号研修(不特定多数の者対象) ・研修カリキュラムは厚生労働省令に定められた内容で実施(基本研修は50時間) ※開催時期等、詳細は白寿会研修センターのホームページを参照	基本研修受講料 55,000円 (テキスト代は別途)	大阪市西成区南津守7-12-32 TEL : 06-6651-2210 FAX : 06-6651-6060 担当者：鈴木